

関係機関の皆様

高知市障がい福祉課

訓練等給付、地域相談支援等申請者に対する障害支援区分認定調査の廃止について（周知）

平素は本市の障害福祉行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、18 歳以上の方が障害福祉サービスの申請を行った際は、本市又は委託先の調査員が障害支援区分認定調査を実施しておりますが、厚生労働省の事務処理要領が改定され、障害支援区分が不要なサービスについては、必ずしも認定調査の実施は要しないと示されました。

これを受け、本市では令和 6 年 9 月以降、障害支援区分の必要ない障害福祉サービスの申請者に対して認定調査を行わないことといたします。具体的には以下の取扱いといたしますのでご承知いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1 背景

厚生労働省が発行する令和 6 年度事務処理要領において、「障害支援区分の認定を要しない支給申請を行う者には必ずしも認定調査の実施は要しない」との主旨に改定されました。

2 本市の取扱い

令和 6 年 9 月以降、下記サービスに該当する申請者に対しては認定調査を実施しません。

- ・訓練等給付申請者（共同生活援助の身体介護が必要な者は除く）
- ・同行援護申請者（区分 3 以上が見込まれる者は除く）
- ・地域相談支援申請者（地域移行支援・地域定着支援）

一方、居宅介護や生活介護、施設入所等の介護給付サービスや、共同生活援助で障害支援区分が必要な申請者に対しては、従来どおり新規申請時及び区分満了に伴う更新時に認定調査を実施し、市町村審査会を経て障害支援区分を認定します。

3 サービスの支給決定について

この取扱いにより認定調査を行わない対象者であっても、支給決定には一定お時間がかかりますので、余裕を持って支給申請やサービス等利用計画案の提出をお願いいたします。

【担当】

高知市障がい福祉課 地域生活支援室

〒780-8571 高知市本町 5 丁目 1 番 45 号

TEL : 088-823-9378 / FAX : 088-823-9370